

海外経済要録

国際機関

◇10か国蔵相・総裁会議、多角的通貨調整に関するコミュニケーションを公表

10か国蔵相・総裁は1971年12月17、18日の両日ワシントンで会議を開催、18日付けで次のようなコミュニケーションを公表した。

1. IMFの一般借入れ取決め(GA'B)に参加している10か国の大蔵大臣および中央銀行総裁は、1971年12月17、18日の両日、ワシントンのスミソニアン博物館においてコナリー米財務長官を議長として会合した。本会議には、シュバイツァーIMF専務理事のほか、ストッパー・スイス国民銀行総裁、また会議の一部にバン・レネップOECD事務総長、ラールBIS総支配人、バールEEC委員会副委員長も参加した。蔵相および総裁は、蔵相代理およびIMF理事の間で開かれた会議に関するシュバイツァー専務理事の報告を歓迎した。
2. 蔵相および総裁は、国際通貨取決めの安定回復および国際貿易の拡大を目的とする相互に関連する一連の措置につき合意した。これらの措置については早急に他の諸国政府に伝達する。蔵相および総裁は、これらの措置を秩序ある形で実施するためすべての国の政府がIMFを通じて協力するよう期待する。
3. 蔵相および総裁は、各国通貨間の為替相場関係の体系(a pattern of exchange rate relationships among their currencies)につき合意した。これらの決定については、各国政府の望むところに従い、平価(par values)もしくはセントラル・レート¹⁾の形で各国政府が発表する。ほとんどの国の為替相場は20日(月)には閉鎖される予定である。カナダの蔵相はグループの他の諸国に対し、同国が暫定的に変動為替相場を継続し、秩序ある状態を維持するのに必要な場合を除き市場に介入せず、為替相場を市場の実勢(fundamental market force)にゆだねる意向である旨通告した。
4. より長期的な通貨制度の改革に関する合意が成立するまでの間、為替変動幅を新為替相場の上下各2.25%とする措置についても合意をみた。蔵相および総裁は、本会議に参加しなかったIMF全加盟国がIMFと協議のうえ緊急に自国の為替相場を決定する必要があることを認めた。蔵相および総裁の見解によれば、この際とくに重要なことは、いずれの国も為替相場政策を通じて不当

な競争上の利益を追求してはならないということである。平価(parities)の変更が正当化されるのは、それが不均衡な状態にあることが客観的に認められる場合に限られる。

5. 蔵相および総裁は、通商取決めに関する諸問題が国際経済における新しいかつ持続的な均衡を維持するうえで関連があることを認めた。現在、米国とEEC委員会、日本、カナダの間では懸案となっている短期的な諸問題を可及的早期に解決するため緊急の交渉が進行中であり、またEECとの間でも1972年およびそれ以降において相互協力のわく内²⁾でより基本的な問題を検討するに際してはいかなる議題をとりあげるのが適当かをめぐって交渉が進められている。米国は、一連の短期的な関連措置が議会で審議できる態勢になりたい、米ドルを金との関係において1オンス当り38ドルに切り下げるための適当な措置を議案に提案することに同意した。このわく内において所要の立法措置が議会で成立すれば、米国はIMFに対しこれに見合ったドルの新平価を提議する。
6. 為替相場の調整の即時実施に合意したことにかんがみ、米国は最近賦課した10%の輸入課徴金および設備投資額控除措置の関連条項をただちに撤廃することに同意した。
7. 蔵相および総裁は、より長期にわたる国際通貨制度改革について、とくにIMFのわく内において、ただちに検討を開始すべきであることに合意した。その際、次の諸点すなわち、為替相場の安定を守り、新制度においてしかるべき程度の交換性(a proper degree of convertibility)を保証するための適切な通貨上の措置と責任の分担、新制度運営にあたっての金、準備通貨およびSDRのしかるべき役割、流動性の適切な量、設定された為替相場を中心とする許容変動幅および為替相場の適度の弾力化のための他の手段の再検討、さらに流動的な資本移動に対処するための他の諸措置について留意すべきことに合意した。以上の各問題についての決定は相互に密接に関連するものである。

◇IMF、セントラル・レートとワイダー・マージンに関する決議を採択

IMF理事会は12月18日、多角的通貨調整の実現に伴い「セントラル・レートとワイダー・マージン……暫定的制度」と題する決議(第3463-(71/126)号)を採択した。全文次のとおり。

前 文

本決議は、現在の状況下、全加盟国に対し為替相場の

望ましい体系を適切な変動幅内に維持するため基金との協力ならびに加盟国相互の協力を要請した協定第4条第4項(a)および総務会決議第26-9号の趣旨に則して加盟国が遂行しうる諸手段を指示するために理事会によって採択されたものである。本決議は、協定の諸条項に基づいて適切な変動幅を備えた有効な平価が設定されるまでの暫定期間、加盟国が基金の諸目的をできるかぎり遵守しうるように意図されたものである。

1. 平価とワイド・マージン

(A) 加盟国が、自国領域内における自国通貨と他加盟国通貨との直物為替取引を、基金によって決定された通貨相互間の有効な平価関係から2.25%の範囲内の相場でのみ行なうことを認める適切な措置を協定の趣旨に沿って採択する場合には、その加盟国は、協定第4条第4項(a)および総務会決議第26-9号に基づいて行動しているものとみなされる。なお、加盟国が自国通貨と介入通貨との直物為替取引を上記平価から2.25%の変動幅内に維持した結果生ずる他加盟国通貨に対する為替相場の変動幅は、上記平価から4.5%の範囲内であるかぎり認められる。

(B) 上記(A)に基づくワイド・マージンを利用する加盟国は、基金に通告しなければならない。その加盟国に対しては本決議の5項および6項が適用される。

(C) 加盟国の介入通貨とは、当該加盟国が為替安定に関する義務を履行するため売買を行なう用意がある旨基金に対し表明する通貨をいう。

2. セントラル・レート

(A) 協定第4条第3項および理事会決議第904-(59/32)号に沿って自国通貨の平価に基づいた相場を維持することは暫定的に行なわないが、協定に合致した適切な措置により自国領域内での為替取引の基礎として安定的な相場を維持する加盟国は、本決議の目的を実現するため、自国通貨のレートを基金に通告することができる。同レートあるいは本項に基づき後刻通告されるレートは、基金が不満の意を表さないかぎり本決議の目的実現のためのセントラル・レートとして有効なものとなる。

(B) 加盟国通貨のセントラル・レートは、金、SDR単位あるいはその他加盟国通貨のいずれかで通告される。

3. ワイド・マージンを伴うセントラル・レート

本決議2項(A)に基づいてセントラル・レートを通告し、かつセントラル・レートを基準に本決議1項(A)のワイド・マージンを利用する加盟国は、基金にその旨を通告しなければならない。基金がそのセントラル・レートに不満の意を表さず、かつ、その加盟国が自国領域内

で行なう自国通貨と他加盟国通貨との直物為替取引を、そのセントラル・レートから2.25%の範囲内の相場である場合のみ認める適切な措置を協定の趣旨に沿って採択する場合には、その加盟国は協定第4条第4項(a)および総務会決議第26-9号に基づいて行動しているものとみなされる。なお、加盟国が自国通貨と介入通貨との直物為替取引をそのセントラル・レートから2.25%の変動幅内に維持する結果生ずる他加盟国通貨に対する為替相場の変動幅は、セントラル・レートから4.5%の範囲内であるかぎり認められる。さらに、本決議5項および6項が適用される。

4. ワイド・マージンを伴わないセントラル・レート

本決議2項(A)に基づきセントラル・レートを通知する加盟国が、同3項のワイド・マージンを利用する旨基金に対し通告しない場合には、その加盟国は、自国領域内において行なわれる自国通貨と他加盟国通貨との為替取引につき、セントラル・レートを中心とする為替相場の変動幅が協定第4条第3項および理事会決議第904-(59/32)号の変動幅に相当するものを上回らないことを保証するような適切な措置をとらなければならない。

5. 複数通貨措置と差別的通貨取決め

上記1項および3項にかかわらず、いかなる加盟国も、協定第8条第3項または同第14条第2項に基づき承認ないし権限が付与されないかぎり、次のことは許されない。

(I) 自国通貨とその他加盟国通貨との直物為替取引の売買相場の開きが2%をこえること。

(II) (1) 自国通貨と他の加盟国通貨との直物為替取引の売相場間ないし買相場間に差別を設けること。

(2) 他加盟国通貨に対する売相場相互間ないしは買相場相互間の関係につき、基金が、為替の安定促進、他加盟国との秩序ある為替取決めの維持ならびに競争的な為替取決めの回避とは相いれないとみなす関係を設けること。

6. 市場介入

本決議1項(A)、2項(A)および3項の目的実現のための適切な措置には、本決議に従って直物為替取引の相場を維持するために自国領域内の為替市場への当局による介入が含まれねばならない。為替市場への介入に際しては、加盟国は基金の目的と相反する行為は避けねばならない。

7. 介入通貨に対し小幅の変動幅を維持する加盟国

(A) 次の場合には、加盟国は、協定第4条第4項(a)および総務会決議第26-9号に従って行動しているものと

みなされる。

- (a) 本国通貨の相場が、協定またはその加盟国の加盟決議に即して維持されており、
- (b) その加盟国が、本国通貨と介入通貨との取引を、介入通貨建てでみて上記レートの上下1%の変動幅内でのみ行ない、かつ

- (c) 当該介入通貨が、本決議に則した変動幅内にその相場を維持している加盟国の通貨である場合。
- (B) 上記(A)の規定は、協定第20条第2項(B)に規定されている領域(海外領土、委任統治地域等)における通貨で、本国通貨との間の為替取引につき1%の範囲内の変動幅が維持されている加盟国にも適用される。

通貨調整一覧表

(46.12.30現在)

	対米ドル中心為替相場			新変動幅		(注2) 金平価 予定切 上げ率	1単位当り円		備考
	(注1) 新相場	旧相場	切上げ率 (△印は切 下げ率) 外貨建 (= IMF 方式)	上限 (当該 通貨高)	下限 (当該 通貨安)	(△印 は切 下げ 率)	新	旧	
米・ドル	—	—	—	—	—	△ 7.89	308	360	純金1トロイ・オンスの価格を35ドルから38ドルに引上げの予定
日本・円	1ドル=円 308※	1ドル=円 360	16.88	1ドル=円 301.07	1ドル=円 314.93	7.66	—	—	
西ドイツ・マルク	〃 マルク 3.22250※	〃 マルク 3.66	13.58	〃 マルク 3.1500	〃 マルク 3.2950	4.61	95.58	98.36	
オランダ・ギルダー	〃 ギルダー 3.24470※	〃 ギルダー 3.62	11.57	〃 ギルダー 3.171875	〃 ギルダー 3.317500	2.76	94.92	99.45	
ベルギー・フラン	〃 フラン 44.8159※	〃 フラン 50.00	11.57	〃 フラン 43.8075	〃 フラン 45.8250	2.76	6.8726	7.2000	
英・ポンド	1ポンド= ドル 2.60571	1ポンド= ドル 2.40	8.57	1ポンド= ドル 2.6643	1ポンド= ドル 2.5471	0	802.56	864.00	
フランス・フラン	1ドル= フラン 5.11570	1ドル= フラン 5.55419	8.57	1ドル= フラン 5.0005	1ドル= フラン 5.2310	0	60.21	64.82	
スウェーデン・クローネ	〃 クローネ 4.81290※	〃 クローネ 5.17321	7.49	〃 クローネ 4.7050	〃 クローネ 4.9200	△ 1.00	63.99	69.59	
イタリア・リラ	〃 リラ 581.500※	〃 リラ 625	7.48	〃 リラ 568.40	〃 リラ 594.60	△ 1.00	0.5297	0.5760	
カナダ・ドル	—	1カナダ・ ドル=ドル 0.925	—	—	—	—	—	333	
スイス・フラン	1ドル= フラン 3.84	1ドル= フラン 4.08415	6.36	〃 フラン 3.7535	〃 フラン 3.9265	0	80.21	88.15	1971年5月9日の切上げ前の対米ドル基準相場に対する切上げ率は13.88%
デンマーク・クローネ	〃 クローネ 6.98000※	〃 クローネ 7.5	7.45	〃 クローネ 6.8230	〃 クローネ 7.1370	△ 1.03	44.13	48.00	
ノルウェー・クローネ	〃 クローネ 6.64539※	〃 クローネ 7.14286	7.49	〃 クローネ 6.495	〃 クローネ 6.795	△ 1.00	46.35	50.40	
フィンランド・マルカ	〃 マルカ 4.10000※	〃 マルカ 4.19797	2.44	〃 マルカ 4.008	〃 マルカ 4.192	△ 5.65	75.12	85.71	
オーストリア・シリング	〃 シリング 23.3000※	〃 シリング 24.75	6.22	〃 シリング 22.78	〃 シリング 23.82	0	13.22	14.55	
ポルトガル・エスクード	〃 エスクード 27.2500※	〃 エスクード 28.75	5.50	(未詳)	(未詳)	△ 2.82	11.30	12.53	
スペイン・ペセタ	〃 ペセタ 64.4737	〃 ペセタ 70.0	8.57	〃	〃	0	4.78	5.14	
トルコ・リラ	〃 リラ 14.000※	〃 リラ 15.0	7.14	〃	〃	△ 1.32	22.00	24.00	
南アフリカ・ランド	1ランド= ドル 1.33333	1ランド= ドル 1.4	△ 4.76	〃	〃	△ 12.28	410.67	504.00	
豪州・ドル	1豪州ドル= ドル 1.21600	1豪州ドル= ドル 1.12	8.57	1豪州ドル= ドル 1.1934	1豪州ドル= ドル 1.1886	0	366.83	403.20	

(注1) 新相場のうち※印のあるものはIMFにセントラル・レートとして通告したもの。

(注2) 金平価の変更は米国の金価格引上げが実施された後に行なわれるものとみられる。ただし南アフリカは実施済み。

(参考)

対米ドル中心為替相場の変更および金平価の変更予定

(46.12.30現在)

対米ドル 切上げ	金平価 上げ	7 か 国	日本、西ドイツ、スイス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、マルタ
	金平価 不変	37 か 国	英国、フランス、スペイン、アイルランド、豪州、ニュージーランド、ソ連、 <u>中国</u> 、ルーマニア、香港、マレーシア、シンガポール、サウジアラビア、チュニジア、アルジェリア、イラク、キプロス、モロッコ、クウェート、ナイジェリア、リビア、エチオピア、ソマリア、ガンビア、ルワンダ、マラウイ、シエラレオネ、バルバドス、ダホメ、アイボリーコースト、マラガシー、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、アッパーボルタ、ジャマイカ
対米ドル 不変	金平価 切下げ	14 か 国	イタリア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、オーストリア、ポルトガル、トルコ、 <u>チェコスロバキア</u> 、インド、ネザerland・スリナム、ネザerland・アンティレス、ベネズエラ、バハマ
	金平価 切下げ	42 か 国	アイスランド、ギリシャ、イスラエル、台湾、大韓民国、タイ、インドネシア、ラオス、フィリピン、ベトナム、ネパール、 <u>セイロン</u> 、パキスタン、 <u>アフガニスタン</u> 、イラン、ヨルダン、レバノン、スーダン、シリア、イエメン、エジプト、ザイル、ザンビア、ウガンダ、タンザニア、ケニア、リベリア、パナマ、ハイチ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ドミニカ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ガイアナ、エルサルバドル
対米ドル 下り	金平価 切下げ	7 か 国	南アフリカ、ボツワナ、レソト、スワジランド、ガーナ、ユーゴスラビア、ビルマ

(注) 1. 金平価変更は、米国の金平価切下げ実施後に行なわれるとみられる。ただし、南アフリカ、ユーゴスラビア、ビルマ、ザンビアは金平価を変更済み。

2. アンダー・ラインを付した国は、IMF、政府等の公式発表では確認されていないもの。

3. カナダは変動相場を継続。

◇主要国の通貨調整状況

多角的通貨調整の実現に伴う10か国およびその他主要国の新中心為替相場等は別表のとおり。

◇GATT総会の開催

1. 第27回GATT総会は、11月16日から26日までの間ジュネーブで開催された。今次総会は、おりからの国際通貨不安および保護貿易主義機運の台頭を背景として開かれただけに、各国とも一般演説において国際貿易の状況悪化に対する強い懸念を表明するとともに、大半の国が米国の輸入課徴金賦課を批判、とくに発展途上国は課徴金賦課免除を要求した。この間、貿易動向とその通商政策および通商関係に与える影響、貿易拡大計画、発展途上国間貿易交渉などにつき討議が行なわれた。なお、本総会において、第26回国連総会の決定に基づき、オブザーバーとして出席していた台湾代表の退席を求める議長裁定が成立した。

2. 総会における主要論点は以下のとおり。

(1) 国際ラウンド問題

日本代表は、最近強まりつつある保護貿易主義的傾向を阻止しガット体制を強化するため、各国の体制が整いしだいケネディ・ラウンドに次ぐ新たな国際ラウ

ンドをすみやかに開催すべきである旨提唱し、ロング事務局長および多数の国はこれを支持した。これに関連して総会最終日に発表された議長総括中の「通商政策に関するステートメント」において、「各国はガット場で可及的すみやかに長期的な通商問題を取り扱うため新たなイニシアチブをとることで合意する」旨が述べられた。

(2) 拡大EECおよび特惠取決め問題

地域統合問題の審議に際し、多くの国が拡大EECと世界各地にみられる特惠取決めに対して懸念を表明した。とくに米国は過去10年間に特別ないし特惠取決めがしだいに拡大されてきた点を指摘、かかる取決めは無差別主義の原則に立つGATT体制を弱めるのみならず、貿易パターンを変えてしまうおそれがあるとして、拡大EECへの加入協定とGATT規約との法的整合性を審査するための作業部会設置等につき提案を行ない、おおむね原案の線に沿った形で各国間の合意をみた。

(3) 発展途上国間の貿易交渉問題

発展途上国間の貿易拡大を図るため相互に特惠を供与し合うことをねらった貿易交渉は、今次総会の直前発展途上国16か国間でまとまり、これに伴うGATT

第1条(一般的最恵国待遇)からのウェーバーを求める決定案が提出され、総会で採択された。

(4) 非関税障壁

工業委員会の非関税障壁問題については、引き続き作業を進めるとともに、今後工業品に対する輸出補助金等も検討することにつき合意が成立した。

◇OECD、経済見通しを発表

OECDは12月22日、1971年および72年上期の世界経済見通し(OECD, Economic Outlook)を発表した(注)。

要旨次のとおり。

(注) 今次見通しは、12月のワシントン会議以前に作成されたため、71年11月中央における各国通貨の対ドル為替レートと米国輸入課徴金が、そのまま予測期間中継続するとの前提に立っている。

(1) 米国を金交換停止、輸入課徴金賦課に追い込んだ基本的な原因は、1965年以来続いている同国経常収支の悪化傾向にあるが、その改善(改善目標幅は80~130億ドルとされる)は、主要国の適切な平価調整を通じ漸進的に行なわれるならば、米国以外の主要国の経常収支や国内経済に過大な負担をかけることなく達成されよう。むしろ問題は、平価調整を行なわないと先行き不安感が助長され、貿易縮小、デフレ深化などの悪影響があることである。

(2) OECD加盟国の実質成長率は71年3.5%、72年上期4.25%と漸次上昇し、世界景気はゆるやかな回復を続ける見込みであるが、これは米国の景気回復に負うところが大きく、他の主要国の多くは、72年中も潜在成長率を下回る経済成長にとどまるものとみられる。

(3) 物価(GNPデフレーター)上昇率は、71年下期にやや低下したものの、通年では5.25%とほぼ前年(6.0%)

並みの水準を続け、一方質上げ圧力も依然根強いところから、各国政策当局は、今後経済拡大を図るにあたり、過度の景気刺激により需要面からインフレを加速させないよう慎重な配慮が望まれる。

(4) 71年の貿易(価額)の伸びは輸出入とも前年比著しく鈍化したが、これは西欧諸国、日本などの景気鎮静を映じた量の面での増勢鈍化によるところが大きいとみられる。72年上期も、景気回復の中心が輸入依存度の低い米国にあることから、貿易は量の面でも、価額の面でも急速な回復は期待しがたい。

(5) 71年の主要国経常収支は、米国の景気回復、日本の景況悪化などを映じ前年とは逆に不均衡を拡大した。72年上期は主要国の景気情勢がそれぞれ平価の実質切上げないし切下げの貿易に及ぼす効果を相殺する結果、上記経常収支の動向に大きな変化はないものとみられる。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は12月10日、ボストン、セントルイス、カンザスシティ、サンフランシスコの4連銀の公定歩合引下げ(4.75→4.5%、13日実施)を承認した旨を発表した。続いて16日、ニューヨーク、フィラデルフィア、クリーブランド、シカゴの4連銀がこれに追随(実施日17日)、さらに22日にアトランタ、ミネアポリスの2連銀(同23日)、翌23日に残るリッチモンド、ダラスの2連銀(同24日)が同様の引下げを行なった。

今次引下げの趣旨説明にあたり同理事会は、「最近の市場金利の水準に追随するとともに、景気拡大を促進するため」としており、70年11月以降累次の引下げにおいて、はじめて「景気刺激」を正面からとり上げている。

◇米国、輸入課徴金を撤廃

ニクソン大統領は12月20日、同月18日のワシントンにおける10か国蔵相・総裁会議コミニケに基づき、輸入課徴金を撤廃し即日実施する旨の宣言(proclamation)に署名した。一方、これに伴い財務省も同日、これより先12月10日成立の減税法の定めるところに従い、設備投資税額控除措置(注)の

OECDの経済見通し

	実質成長率 (%)		輸入価額増加率 (%)		GNPデフレーター上昇率 (%)		経常収支 (百万ドル)	
	1971年実績見込み	1972年上期見通し	1971年実績見込み	1972年上期見通し	1971年実績見込み	1972年上期見通し	1971年実績見込み	1972年上期見通し
OECD計	3.5	4.25	11.25	9.25	5.25	4.5	7,000	6,500
米 国	3.0	6.0	14.75	11.25	4.75	3.75	△2,000	△2,800
カナダ	5.75	6.0	15.75	14.5	3.75	4.0	700	400
日 本	4.75	6.0	5.5	18.5	4.0	4.5	5,250	5,500
フランス	5.5	5.25	11.5	10.25	5.5	5.25	△400	100
西ドイツ	3.5	2.0	14.75	11.25	6.75	5.0	400	400
イタリア	0.5	2.25	6.25	9.25	5.75	5.25	1,700	1,800
英 国	1.5	3.5	9.75	12.25	8.5	7.0	2,000	2,000

(注) 1. 1972年上期見通しは季節調整済み・年率、実質成長率については前年同期比、輸入価額増加率およびGNPデフレーター上昇率については前期比。

2. GNPデフレーター上昇率については、主要7か国計をもって「OECD計」に代替。

対象設備を米国産品に限るという差別条項(いわゆるバイ・アメリカン条項)を廃止する旨を発表した。

(注) 企業が71年4月1日以降発注または8月15日以降取得した新規設備投資の7%相当額を税額控除するという措置で、減税法上輸入課徴金実施中はその対象設備を米国産品に限ることとしていた。

◇米国、経済安定法改正法の成立

ニクソン大統領は12月22日、賃金・物価等規制措置の根拠法規であるいわゆる1970年経済安定法(Economic Stabilization Act of 1970)の期限の1年間延長などを内容とする改正法に署名した。同法は、もともと1950年国防生産法改正法の付帯条項として70年8月成立したものであるが、その後3回にわたり期限延長され、1972年4月30日限りで失効することとなっていた。改正法のおもな内容は次のとおり。

- (1) 大統領の賃金、物価、家賃の規制権限を1973年4月30日まで1年間延長する。
- (2) 1971年8月15日以前すでに賃上げが予定されていたにもかかわらず同日発表の措置により凍結されていた分は、①ガイドラインに照らして不相当(unreasonably inconsistent)でない場合、あるいは②賃上げを見込んですでに価格引上げないしその他予算措置等が講じられている場合には、凍結期間中のそ及支払いを認める(11月8日発表された賃金委員会のガイドラインによれば、凍結期間中支払停止されていた賃金上昇分については原則としてそ及支払いを認めないとしていた)。
- (3) 連邦政府職員および軍人に対する5.5%の昇給は1972年1月1日から実施する(ニクソン大統領は、さきに財政上の理由から半年延期して72年7月1日実施を決定していた)。
- (4) 大統領は、特定の範ちゅう別に金利および配当に対する規制が不必要である旨表明しないかぎり、これらの規制措置を設けなければならない(政府原案では、必要な場合には金利規制を行なう権限を大統領に付与するという消極的表現になっていた)。
- (5) 連邦もしくは州政府の規制対象外の大量輸送機構(たとえばニューヨーク市のMetropolitan Transit Authority)は、運賃値上げに先だち物価委員会の承認を要する。
- (6) 家賃については、物価委員会の統制下におくものとする(ただし、家賃のガイドラインは未設定)。
- (7) 連邦政府の統制措置に故意に違反した者に対しては5,000ドルの罰金、その他の違反者に対しては2,500ドル以下の科料を課する。

◇カナダ、特許銀行の第2線準備率を再引下げ

カナダ銀行は12月31日、特許銀行の第2線準備率を72年1月以降8.5%から8.0%に引き下げる旨を発表した。今次措置はさる12月の引下げ(9.0→8.5%、46年12月号「要録」参照)に続くもので、前回同様そのねらいは明らかにされていないが、景気刺激を意図したものとみられる。

欧 州 諸 国

◇EEC、農産物価格調整措置の継続を確認

1. EEC委員会は12月30日、通貨調整の実現後における農産物価格調整措置(注)(46年6月号「要録」参照)の取扱い方につき検討したが、その結果通貨調整による対ドル基準レートの変更は平価変更とは異なるものである(法的には今なお変動相場下にある)との立場から、農産物価格調整措置の継続を確認した。同時に最近における域内各国の為替相場の実勢を基準として、同措置に基づく調整金率を次のように定めた。

(1) 12月24日から1月2日までの期間

西ドイツ	10.7%
ベネルックス	8.9%
フランス	5.9%
イタリア	適用なし

(2) 1月3日以降

西ドイツ	10.8%
ベネルックス	9.5%
フランス	5.9%
イタリア	4.9%

(注) 農産物価格調整措置とは、変動相場下における域内農産物統一価格を維持するため、実質的切上げをみた国が暫定措置として農産物の輸出に一定率の補助金を支給し、輸入に同率の課徴金を課すことを認めたもの。この一定率を調整金率といい、域内各国と域外との輸出入につき定められる。域内諸国相互間の輸出入については、調整金率の高い国が、自国の調整金率から相手国の調整金率を控除した率を適用することとなっている。

2. 上記措置は、域内農産物の優先買付けが経済統合の基本であるとするフランスが、米ドル切下げにより割安となった米国農産物の輸入増大を図ろうとするイタリアを押えて決定されたといわれている。すなわち、イタリアは国内物価上昇の抑制を図る立場から、当初イタリア・リラの対ドル切上げにもかかわらず農産物価格調整措置の適用を控えていたのに対し、フランスは自国農産物の販路維持のため、域外諸国からの輸入に対し(イタリアを経由する場合をも含め)調整金をかけるとともに、イタリアに対し調整措置の適用方を強く迫った。一方、他のEEC諸国も対米通商交渉を控えEECの結束を乱

すことは得策ではないとしてイタリアを説得したため、結局イタリアも翻意したと伝えられている(もっともイタリア政府の公式声明によれば、イタリアが調整金の実施を差し控えていたのは通貨調整の実現が世界農産物市場に与える影響を見きわめるためとしている)。

◇英国、短資流入抑制のための為替管理措置を撤廃

英蘭銀行は12月20日、今次通貨調整の実現に伴い投機的な短資流入を抑制するため講じた為替管理措置を撤廃することとし、公認為替銀行に対し次のような通達を發した。

- (1) 8月31日に導入され10月7日に強化された、非居住者ポンド勘定に関する付利禁止および非居住者に対するポンド建証券売却禁止の措置(46年9、11月号「要録」参照)を本日廃止する。
- (2) ただし、上記禁止期間中に生じたであろう非居住者ポンド勘定の利息を、そ及して支払うことは許されない。
- (3) なお、9月23日に短資流出促進措置の一環として緩和されていた為替銀行の直物為替買持限度(46年10月号「要録」参照)は、従前の持高限度にもどす。ただし、現存残高については、満期到来までは限度超を認める。

◇英国政府、戦時未還付税の払戻しを発表

パーバー英国蔵相は12月14日、戦時未還付税(post-war credits)の現存残高(元本約130百万ポンドのほか利息約50百万ポンド)を全額、関係者5百万人に対し本年4月から9月までの間に払い戻す旨発表した。

戦時未還付税は、戦費調達のため、1941年度から1945年度までの間に17百万人から徴収された税金(総額765百万ポンド)で、戦後の還付を条件として個人所得税の免税点を引き下げる方法により徴収された。戦後は高齢者から順次納税証書と引換えに還付されてきた。なお、今回の払戻しについて政府は、あくまで「戦後処理」の一環であって「リフレ政策の強化」でないとしている。

◇西ドイツ、対米為替補償協定を更改

1. 西ドイツ駐留米軍が西ドイツで調達する財貨、サービスにかかる費用を西ドイツ政府が補償することを取り決めた第7次為替補償協定(Devisenausgleichsabkommen)が12月10日、ブリュッセルで正式に調印された。同協定によれば、71年7月から73年6月の2年間(協定の有効期間)、西ドイツ政府駐留米軍の費用の約8割に相当する66億マルクを以下の方法によって補償すること

となっている。

- (1) 米国からの武器購入(39.5億マルク)。
- (2) 米国財務省証券(注)の買入れ(20億マルク)。
- (3) 米国政府に対する贈与(兵舎補修費等、7億マルク)。

(注) 発行条件は、期間4~4.5年、金利2.5%と伝えられる。なお前回第6次協定では直接貸付方式(期間10年、金利3.5%)が採用された。

2. 本協定に関する更改折衝は前回協定の期限(71年6月末)が到来する直前に始められたが、国際収支の改善を迫られ補償限度の拡大を要求する米国の立場と、財政負担を理由にこれを拒む西ドイツの立場が鋭く対立し一時難航が伝えられていた。今回の妥結内容をみると、補償限度では米国の主張が、補償方法では西ドイツの要求(注)がそれぞれ取り入れられており、両者の歩み寄りの跡がうかがえる。

(注) 米国は当初総額60億マルクを全額贈与方式で補償するよう要求したが、これに対し西ドイツは総額54億マルク、うち贈与分は8億マルクの案を呈示。

◇西ドイツ、年末金融対策を実施

ブンデスバンクは12月13日、州中央銀行を通じて取引先金融機関に対し、12月末まで債券担保貸付(ロンバード貸付)の限度を一時的に撤廃する旨通知した。これは、年末の資金需要に対処するため、通例再割引限度の20%までとされている債券担保貸付の運用を緩和したもの。

◇西ドイツ、現金預託制度に関する法案の成立

西ドイツ政府が連邦議会に提出していた、現金預託制度(注)(Bardepot-System)に関する法案(46年11月号「要録」参照)は、12月18日ほぼ原案どおり可決成立した(発効は72年1月1日)。なお、本制度の適用除外の範囲、対象となる債務の最低限度など実施細目については今後政府が関係業界と協議のうえ、別途政令で規定することとなった。

(注) 本制度は、金融機関を除く一般企業の対外直接借入れの規制を目的とするもので、短資対策上かねてブンデスバンクにおいてその早期創設が要望されていたもの。

◇西ドイツ、公定歩合の引下げ等金融緩和措置を実施

1. ブンデスバンクは12月22日の定例理事会において、次のとおり公定歩合の引下げ等金融緩和措置を決定した。

- (1) 公定割引歩合を4.5%から4.0%に、債券担保貸付金利(ロンバード・レート)を5.5%から5.0%にそれぞれ引き下げ、23日から実施する。
- (2) 国内債務に対する最低準備率を一律10%引き下げ、72年1月1日以降実施する(対外債務に対する準備率は据置き。新準備率は別表参照)。なお、本措置によ

り準備預金から解放される資金は約29億マルクと見込まれている。

2. 今回の金融緩和措置についてブンデスバンクは、「内外金利差を縮めることにより、新しい為替相場の秩序を安定させることをねらったものである」としている。なおクラゼン同行総裁は、上記会議後の記者会見の席上「本措置によりドイツ企業による外国借入れの返済が容易になることを期待する」と述べるとともに、「本措置は、国内景気の現状からいっても当を得たものである」と説明した。

西ドイツの最低準備率（1972.1.1以降）

(単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 対象債務 10億マルク以上	12.85 (14.3) 〔31.7〕	9.9 (11.0) 〔24.4〕	8.9 (9.9) 〔22.0〕		
(2) 同1億マルク以上、10億マルク未満	11.9 (13.2) 〔29.3〕	8.9 (9.9) 〔22.0〕	7.9 (8.8) 〔19.5〕	6.55 (7.3) 〔16.2〕	5.45 (6.1) 〔13.5〕
(3) 同1千万マルク以上、1億マルク未満	10.9 (12.1) 〔26.8〕	7.9 (8.8) 〔19.5〕	6.95 (7.7) 〔17.1〕		
(4) 同1千万マルク未満	9.9 (11.0) 〔24.4〕	6.95 (7.7) 〔17.1〕	5.95 (6.6) 〔14.6〕		

- (注) 1. カッコ内は国内債務適用の旧レート、〔 〕内は現行の対外債務適用準備率。
2. 「金融機関の規模」とは、対象となる債務残高の規模による。
3. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
I……ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関
II……その他の地域の金融機関
4. 対外債務については、70年10月16日～11月15日の1ヵ月間の平残をこえる部分に対し、30%の追加準備が課される。

◇フランス、準備率を引下げ

1. フランス銀行は12月10日、企業マインドの立直りを図るため預金・貸出準備率の引下げを決定、21日から実施した(ただし、海外支店および外国コルレス先に対する債務にかかる準備率は据置き)。これにより約60億フランの資金が凍結を解除されることになる。

新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

預金準備率

要求払債務	10.00%(12.25%)
海外支店および外国コルレス先に対する債務	12.25%(12.25%)

定期性預金等その他の短期債務 4.00%(6.50%)
貸出準備率

71年3月31日現在の貸出残高の
90%を超過する部分につき 2.00%(3.00%)

2. さらにフランス銀行は12月22日、通貨調整の実現に伴い上記準備率について海外支店および外国コルレス先に対する債務にかかる特別の準備率を廃止し、居住者と同様の預金準備率を適用することとした旨発表した。この結果預金準備率は、要求払い債務に対する準備率と定期性預金等その他の短期債務に対する準備率の2本建となった。

◇フランス、輸出関係為替補償制度を復活

フランス政府は12月10日、通貨不安による輸出成約の停滞を打開するため、1964年に廃止した輸出関係為替補償制度を復活し、次のような運用方針に従って実施すると発表した。

(1) 10月19日(本制度の復活を明らかにした日)以降契約締結分にさかのぼって適用する(注)。

(2) 適用の条件

イ. フラン建で契約を締結できない場合。

ロ. 通常の銀行保証によって為替リスクをカバーできない場合。

ハ. 交換可能な外貨建で契約された場合。ただし、当局が認めるものに限る。

ニ. 契約締結日の為替相場と代金決済日の為替相場とが3%を上回る開きとなった場合。

ホ. 輸出のほか、輸出契約実行のため必要な原材料等の輸入にかかる為替リスクの保証にも適用する。

(注) 政府発表によれば、12月10日現在で本制度の適用を受ける輸出契約は、資本財を対象としたものなど12件、1,104百万フラン相当で、輸出仕向け地は、ソ連、カナダ、アルゼンチン、ベルギー、ユーゴスラビアなどである。

◇フランス、短期資金流入防止措置を廃止

フランス政府は12月20日、通貨調整の実現に伴い、次のような各種の為替管理措置を翌21日(為替市場再開日)以降廃止する旨発表した。

(1) 8月3日付けフランス銀行の為銀に対する対外債権債務ポジション規制(46年8月号「要録」参照)。

(2) 12月3日付け非居住者フラン勘定の交換性を停止し、必要に応じこれを封鎖する措置(46年12月号「要録」参照)。

(3) 輸入決済期間に関する規制(今後は期間を定めない、46年9月号「要録」参照)。

(4) 5,000フラン以上の輸入について支払場所の指定を

要することとした措置(今後は10,000フラン以上の輸入についてのみ指定、46年9月号「要録」参照)。

なお、国家信用理事会も、8月17日付け非居住者預金の付利停止措置(46年9月号「要録」参照)を廃止し、3ヵ月(90日)未満の非居住者預金についても付利を認める旨決定した。

◇米・仏首脳会談の開催

ニクソン大統領とボンビドー大統領との米・仏首脳会談は、12月13、14日の2日間にわたりアゾレス諸島(ポルトガル領)のテルセイラ島で行なわれ、会談終了後、両首脳は通貨問題に関し次のような共同声明を発表した。

「ニクソン大統領とボンビドー大統領は、国際通貨制度の当面する問題をできるだけ早く解決するため必要な方策について、広範囲な合意に達した。両大統領は、他の関係諸国と協力して、米ドルの切下げと他のいくつかの通貨の切上げとにより、早急に平価再調整に取り組むことを合意した。また、両大統領は、平価の再調整が変動幅の拡大を伴う場合があることを示唆した。

ボンビドー大統領は、国際収支の持続的な均衡回復のため通商面の措置が果たす役割を重視し、フランスは他のEEC諸国政府とともに、現在懸案となっている短期の問題を解決に加え通商面の基本的な問題の検討のための日程を定めることを目的としてただちに米国と交渉を開くために必要な授權を行なうことを確認した。

ニクソン大統領は、賃金、物価の安定回復をねらいとした米国の諸措置の断固たる実施と生産性の向上が、国際均衡と米ドル新平価の防衛に寄与するところが大きいと強調した。

両大統領は、国際通貨制度の改革に関連する基本的な諸問題を解決するため、早急にしかるべき場で話し合いが行なわれることに合意した」。

◇フランス、銀行再割引制度を事実上廃止

フランス銀行は12月20日、今後再割引の取扱いを次のとおり改める旨銀行協会会長に通告した。

- (1) 市中銀行の資金調達を主として金融市場で行なわれている現状にかんがみ、72年1月15日以降、各銀行に対する再割引枠(枠合計約90億フラン)を廃止する。
- (2) 優遇金利によるもの(EEC域外向け中期輸出手形)を除き、基準金利による再割引は(従来再割引枠外扱いとされてきたものも含め)すべて厳格な個別審査の対象とする。ただし、市場適格手形の保有が少なくないなど金融市場において資金調達を行なうことが困難な小銀行については、審査にあたり特別の考慮を払う。

フランス銀行筋では本措置について、「71年1月、金融市場の金利を公定歩合よりも低くして以来、フランス銀行の市中銀行に対する信用供与は主としてオペを通じて行なわれるようになり、再割引の機能は事実上失われるに至った(12月16日現在中期輸出手形を除く再割引残4億フラン、オペ残389億フラン)。今回の措置は、このように実体的変更を制度的に確認することにはかならず、これにより公定歩合の金融政策手段としての地位が低下することは免れないとしても、公定歩合操作の意義が全面的にそこなれることにはならない」と説明している。

◇イタリア、非居住者リラ勘定の付利停止

イタリア市中銀行は、イタリアへの投機的な短期資金の流入が為替管理強化措置(46年12月号「要録」参照)にもかかわらずあとを絶たない事情にかんがみ、12月13日、非居住者リラ勘定に対し同日以降新規に開設される分については付利を停止することを申し合わせ、さらに15日には、既往分も含めいっさい付利を停止することを申し合わせた。

◇イタリア、ENELの国内起債を発表

イタリアの国家企業ENEL(電力公社)は、1月中に償還期限15年、表面金利7%の条件で2,500億リラ(約4億ドル)の国内起債を行なう旨発表した。これは昨秋、外貨準備の急増を避けるため実施したユーロ・ダラー中期借入れ(3億ドル)の期限前返済に対応する事実上の借換えとみられる。なお、現在同国の資本市場は大幅な資金余剰をかかえているので、市場筋では、本件起債は大口であるにもかかわらず容易に消化されようとしている。

◇スイス、スイス・フランの対米ドル交換性制限を廃止

スイス国民銀行は12月7日以降、3大商業銀行との紳士協定に基づき米ドルの買入れ制限措置を強化してきた(46年12月号「要録」参照)が、スイス・フランの対米ドル新中心為替相場設定に伴い、12月20日付けで同協定を廃止する旨申し合わせた。

◇オランダ、市中貸出規制を継続

オランダ銀行は12月24日、69年1月以降実施している商業銀行および農業銀行に対する市中貸出規制を継続し、72年1～2月間の対民間貸出平残を71年10～12月平残比3%増以内に規制する旨決定した。今回の規制は71年の規制措置(71年中、平残を70年10～12月比はほぼ2%増以内に規制)に比し若干緩和された形となっているが、オランダ銀行筋では、現在の賃金・物価のスパイラル的

上昇と経常収支の赤字傾向が改まらないかぎり貸出抑制方針は堅持するとの意向を表明している。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は、1月5日、公定歩合を含む一連の貸出金利を一律0.5%引き下げ翌6日から実施する旨発表した。この結果、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

割 引

為替手形 4.5% (5.0%)

約束手形 5.0% (5.5%)

当座貸越および担保貸付歩合

個人・私企業向け 6.0% (6.5%)

その他向け 5.0% (5.5%)

2. 同行の J. Zijlstra 総裁は、今回の措置に関し「周辺諸国の金利低下傾向に対処したもの」と述べているが、

金融筋では、①オランダ経済が71年央以降、ギルダーの変動相場による実質的切下げの影響もあって鎮静色を強めていること、②通貨政策面で協調関係にある隣国ベルギーが公定歩合引下げを決定したこと、なども配慮されたものとみている。

◇ベルギー国民銀行、再割引限度額を引上げ

ベルギー国民銀行は12月29日、金融緩和(46年9、10月号「要録」参照)のいっそうの促進を図るため、再割引限度額の引上げ(376→439億フラン)を決定し、翌々31日から実施する旨銀行協会に通告した。本措置の具体的内容(注)は次のとおり。

(1) 可変再割引限度額の算出に用いる乗率を引き上げる(8→9%)。

(2) 固定再割引限度額の総額を15億フラン増加する。増加分の配分は、適格手形の保有状況等を勘案して行なう。

(注) ベルギー国民銀行では、市中銀行に対する再割引限度額の算定にあたって次の2通りの方法を取り、そのいずれによるかは適用を受ける市中銀行の選択にまかしている。

(1) 可変再割引限度額……四半期ごとに設定され、銀行の資本準備金、中長期金融債、要求払・定期性預金などの当該四半期末に終わる12ヵ月間の平均残高に乗率をかけて算出される。

(2) 固定再割引限度額……四半期ごとには変更されず、銀行の資金繰りや再割引適格手形の保有状況などを勘案して設定される。

オランダの主要経済指標

	1970年	1971年			9月	10月
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期		
鉱工業生産指数* (1963年=100)	175 (9.4)	185 (8.2)	185 (6.3)	187 (5.6)	188 (6.2)	
○失業者数* (月平均、千人)	47 (53)	48 (47)	58 (48)	65 (45)	69 (46)	74 (46)
賃金指数 (1963年=100)	196 (10.7)	209 (10.6)	213 (9.2)	222 (11.0)	223 (11.5)	
小売売上高指数* (1963年=100)	185 (12.1)	191 (8.5)	196 (8.3)			
卸売物価指数 (1963年=100)	120 (4.3)	124 (4.2)	125 (4.2)			
消費者物価指数 (1963年=100)	141 (4.4)	147 (6.6)	151 (7.7)	153 (9.2)	155 (7.7)	156 (8.3)
輸 出* (FOB)	981 (18.2)	1,098 (16.8)	1,117 (16.6)	1,201 (18.6)	1,155 (15.6)	1,143 (21.6)
輸 入* (CIF)	1,116 (21.8)	1,194 (15.9)	1,221 (10.5)	1,297 (15.3)	1,389 (23.2)	1,286 (16.6)
○貿易収支*	△ 136 (△ 86)	△ 96 (△ 90)	△ 104 (△ 148)	△ 97 (△ 112)	△ 233 (△ 128)	△ 143 (△ 164)
○金・外貨準備 (末残高、百万ドル)	3,234 (2,529)	3,542 (2,670)	3,496 (2,683)	3,609 (2,989)	3,609 (2,989)	3,590 (3,245)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率。ただし、○印は前年同期実数。

2. *印は季節調整済み数。

資料: OECD, Main Economic Indicators 等。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー国民銀行は1月5日、公定歩合の0.5%引下げ(5.5→5.0%)を決定、翌6日から実施した。

新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割 引

銀行引受手形および輸出・輸入関係手形 5.0%(5.5%)

その他の手形 6.5%(7.0%)

貸 付

期間130日以内のTBおよび国債基金証券担保 6.0%(6.5%)

期間130日超366日以内のTBおよび国債基金証券担保 6.25%(6.75%)

ベルギーの主要経済指標

	1970年	1971年				9月	10月
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期			
鉱工業生産指数* (1963年=100)	135 (3.1)	139 (6.1)	140 (5.3)	140 (2.2)	141 (3.7)		
○失業者数* (月平均、千人)	71 (85)	66 (70)	68 (72)	73 (73)	74 (72)	78 (71)	
賃金指数 (1963年=100)	181 (11.0)	193 (10.9)	201 (12.9)	204 (11.5)	204 (11.5)		
小売売上高指数* (1963年=100)	164 (10.8)	166 (5.7)	174 (8.1)				
卸売物価指数 (1963年=100)	120.4 (6.2)	120.4 (1.3)	120.7 (1.2)	122.1 (1.0)	122.7 (0.8)	123.0 (0.7)	
消費者物価指数 (1963年=100)	128.6 (3.9)	131.6 (3.5)	133.4 (4.0)	135.1 (4.6)	135.9 (5.1)	136.3 (5.3)	
輸出* (FOB)	966 (15.1)	933 (2.5)	976 (1.2)	1,049 (11.7)	1,162 (22.1)	1,072 (6.7)	
輸入* (CIF)	946 (13.7)	974 (8.7)	1,012 (8.5)	1,042 (8.7)	1,043 (5.0)	1,128 (17.0)	
○貿易収支*	20 (7)	△ 41 (8)	△ 36 (△ 22)	7 (△ 20)	119 (△ 41)	△ 56 (41)	
○金・外貨準備 (未残高、百万ドル)	2,250 (2,232)	2,310 (2,250)	2,324 (2,196)	2,420 (2,360)	2,420 (2,360)	2,569 (2,406)	

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率。ただし、○印は前年同期実数。

2. *印は季節調整済み数。

資料: OECD, Main Economic Indicators 等。

その他の公債担保 6.5%(7.0%)

2. 今次引下げは、国内金利の低下を促進し景気回復を図り、かたがた海外金利の低下傾向に追随するため採られた措置である。なお、オランダ銀行も同日公定歩合を引き下げた(オランダの項参照)が、これに対しベルギー国民銀行筋では、通貨同盟に基づき為替市場において協同介入を続けている現状においては、両国の金利水準ができるだけ同一であることが望ましいとしている。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク国民銀行は1月7日、公定歩合を0.5%引き下げ7.0%とし、10日から実施する旨発表した。同行では「今回の措置は、最近における各国公定歩合の引下げ、ユーロ金利の低下傾向に加え、国際収支の改善傾向(注)、平価調整後の為替市場の落着き等主として対外情勢を勘

案して実施されたものであり、国内信用面での抑制基調は引き続き堅持する」と述べている。しかしながら、対外的要因もさることながら同国経済が他の北欧諸国同様停滞色を強めていることも考慮されたものとみられている。

(注) 経常収支赤字幅は70年の41億クローネに対し、71年には32億クローネに縮小する見込み。

◇フィンランド、公定歩合を引下げ

フィンランド銀行は12月17日、公定歩合の0.75%引下げ(8.5→7.75%)を決定、72年1月1日から実施する旨発表した。今次引下げは、このところ設備投資の落込みなどから著しく停滞色を強めている同国経済(71年の実質経済成長率は70年の7.4%に対し、1.5%程度と見込まれる)を刺激するために採られたものである。なお、同国では依然として外貨事情が悪く、また物価の騰勢が改まらないが、当局は、前者に対しては関税引上げによる輸入の規制(46年12月号「要録」参照)、後者に対しては所得政策の実施により対処する方針であると伝えられる。

◇南ア、ラントの平価を大幅切下げ

南アフリカ政府は12月21日、金価格を1トロイ・オンス25ラントから28.5ラントに引き上げ即日実施すると発表した。この結果、南ア・ラントは金に対し約12.28%切り下げられ、さきの通貨調整において金に対し7.89%切り下げを行なった米ドルに対しては4.76%切り下げられたことになる(ラントの対ドル・レートは1ラント1.4ドルから1.33333ドルに変更)。上記南ア・ラントの大幅切下げについてディーデリックス同国蔵相は、69年以來の貿易収支悪化基調に加え8月の通貨不安を契機にリーズ・アンド・ラグズもおこり、金・外貨準備が枯渇するに至ったため採られた措置であると述べ、これによって、①国際収支の立直しのほか、②産金業の振興、雇用の増大などを期待する旨明らかにした。

なお、南ア準備銀行は同日、南ア・ラントを再び英ポ

ンドにリンクする旨発表した(南ア・ラントは、1971年8月23日に英ポンド・リンクから米ドル・リンクに変更されていた)。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、増資を決定

アジア開発銀行は、71年4月の第4回年次総会の決議に基づき検討中であった増資案を、各国の賛成により11月30日に可決した。

アジア開発銀行の増資内容

(単位・百万ドル)

	現 行	増 資 額	増 資 後 資 本 金
授 権 資 本	1,100	1,650	2,750
応 募 資 本	1,005.4	1,508.1	2,513.5
払 込 資 本	502.7	301.6	804.3
(うち金・交換 可能通貨)	(251.3)	(120.7)	(372.0)
(うち自国通貨)	(251.4)	(180.9)	(432.3)
請 求 払 資 本	502.7	1,206.5	1,709.2

概要次のとおり。

(1) 増 資 額

現行資本金を150%増資し、授権資本金を11億ドルから27.5億ドルに増額する。これに伴い現加盟36か国による応募資本金は、1,005.4百万ドル(授権資本金との差額は今後の加盟国分として留保)から2,513.5百万ドルとなる。

(2) 増 資 方 法

イ. 増資のうち、請求払資本金(注)、払込資本金の割合は、80:20とする(現行資本金の場合は50:50)。

(注) 同行の債務返済が不能になった場合、加盟国に対し払込みを請求するもの。したがって、開銀債の発行は請求払資本金の範囲にとどまる。

ロ. 払込資本金のうち、金もしくは交換可能通貨による払込み分と自国通貨による払込み分との割合は40:60とする(現行資本金の場合は50:50)。

ハ. 自国通貨による払込みは、

現行同様、通貨代用国債によることが認められるが、現行資本金の既払込み分については、1972年から74年までの3年均等分割で当該国通貨により現金化する。

(3) 払込み時期

払込みは、73年から75年までの3回均等分割により、第1回分は73年4月6日とする。

◇韓国、1972年度予算の成立

韓国の1972年度(暦年)予算は、12月2日成立した。

概要次のとおり。

(1) 予算規模は、前年度来の方針であった経済安定重視の基本政策が踏襲されたほか、不況の深刻化に伴う税収の伸び悩みが予想されるため、71年度最終予算比16.6%増に押えられた(66~69年度間における年平均増加率は41.1%)。

(2) 歳出面では、①在韓米軍の削減等に伴う国防第一主義への政策転換を反映し、国防費は71年度比26.9%の大幅増加をみた反面、②財政投融资は、財源不足から7.9%増に押えられた。この結果、歳出に占める国防費の比率は67年度来の最高である26.4%(71年度24.3%)に上昇する一方、財政投融资の比率は68年度来最

韓 国 の 1 9 7 2 年 度 予 算

(単位・億ウォン)

		1972年度予算		1971年度	1971年度
		金 額	構 成 比	最 終 予 算	比 増 減 (△) 率
歳	租 税	5,016	77.5%	4,240	18.3%
	うち内 国 税	4,338	67.0	3,622	19.8
	関 税	678	10.5	618	9.7
	専 売 益 金	460	7.0	380	21.1
	そ の 他	315	4.9	295	6.8
	小 計	5,791	89.4	4,915	17.8
入	公 的 借 款 見 返 り 資 金	576	8.9	436	32.1
	米 国 無 償 援 助 見 返 り 資 金	24	0.4	132	△ 81.8
	ベトナム派兵経費に対する米国援助	82	1.3	70	17.1
	合 計	6,473	100.0	5,553	16.6
歳 出	一 般 経 費	2,807	43.4	2,391	17.4
	国 防 費	1,711	26.4	1,348	26.9
	財 政 投 融 資	1,950	30.1	1,808	7.9
	そ の 他	5	0.1	6	△ 16.7
	合 計	6,473	100.0	5,553	16.6

(注) ウォンは変動相場制を採用しており、72年初現在1ウォンは邦貨約0.8円に相当。

低の30.1%(同32.6%)に低下した。

(3) 歳入面では、酒税等の間接税を中心に増税が予定されているが、不況による税込(所得税、法人税等)の伸び悩みに加えて、米国経済援助(無償分)の大幅減少が見込まれるためかなりの財源不足となり、海外からの公的借款の大幅増により補てんする予定であるが、借款取りつけの見通しは必ずしも明確ではない模様。

◇シンガポール開発銀行、アジア・ダラー債を発行

シンガポール開発銀行(1968年設立、資本金1億シンガポール・ドル、49%政府出資)では、アジア・ダラー市場育成策の一環として、12月22日、同市場で初の米ドル建長期債を発行した(本邦証券会社も引受けに参加)。これにより、従来短期金融市場として機能してきた同市場は、資本市場の機能を兼ね備えた国際金融市場に発展する第一歩を踏み出したものとみられている。債券発行要項は次のとおり。

発行額	10百万米ドル
表面金利	8.5%
応募者利回り	8.65%
期間	10年
保証	シンガポール政府

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は12月13日、商業銀行の支払準備率を現行の8.9%から7.1%に引き下げ、12月20日から実施する旨発表し、これとあわせて商業銀行の貸出増加額の限度を特別に拡大することとした(貸出残の約3%を追加)。

今回の措置は、羊毛市況の急落(11月、68年10月ピーク比37%)などに伴う農業の不振を主因に経済活動が一段と停滞色を強めているため、69年以来採られてきた金融引締め政策を緩和したものである(同国では公定歩合は未発表)。

なお、今次引下げにより準備率は60年以来の最低水準となった。

共産圏諸国

◇ソ連、1972年度国家予算を決定

ソ連の1972年度国家予算(連邦予算と各共和国予算をもって構成)は、11月のソ連最高会議において決定された。

それによると、歳入総額は1,738億ルーブル、歳出総額は1,736億ルーブルで、72年度も引き続き均衡財政の

方針が維持されている。また、前年度予算に比べると歳出入規模の増加率は7.9%と67年度以来の最低にとどまっているが、これは、経済改革の進展に伴い、企業の主要な資金調達手段が銀行融資に切り替えられたため、財政負担が縮小したこと、国防費支出が前年度並みに据え置かれたことなどから歳出の増加が抑制された結果とみられており、歳入面でも取引税の減税などが行なわれる模様である。歳出入別の概要はそれぞれ次のとおり。

(1) 歳出面では、最大の支出項目である国民経済費(工業、建設、農業、運輸、通信、商業等に対する支出で、おもに固定資本投資に向けられる)は、826億ルーブル、前年度比7.3%の増加である。その内訳は公表されていないが、72年国家総投資計画(銀行信用および企業の自己資金による投資を含む)において農業部門に対する投資が大幅に増額(前年比+10.2%)されていることからみて、国家予算の重点も農業振興に置かれているものと推定される。一方、国防費は179億ルーブルと70年度以来3年連続して据え置かれ、歳出総額に占める比率は10.3%と戦後最低の水準となっている。

(2) 歳入の中心は、企業利潤からの納付金と取引税(両者で歳入総額の68%)であるが、とくに国家資本の使用料を中心とする企業利潤からの納付金は、国営企業の経営改善によって利潤の増大(72年の利潤総額980億ルーブル、前年比+9.9%)が見込まれていることから、前年比10.8%の増収が予定されている。一方、消費物資に課される取引税は、小売価格の引下げを目的として72年中に実施が予定されている減税措置を織り込んで、前年比6.1%の増加にとどめられている。

ソ連の国家予算

(単位・億ルーブル)

	1971年度	1972年度	1971年度		1972年度	
			前年度比	構成比	前年度比	構成比
			%	%	%	%
歳入総額	1,609	1,738	11.0	100	7.9	100
利潤納付	548	607	8.7	34.1	10.8	34.9
取引税	541	574	16.3	33.6	6.1	33.0
国民諸税	138	150	8.7	8.6	8.7	8.6
歳出総額	1,607	1,736	11.1	100	7.9	100
国民経済費	770	826	21.5	47.9	7.3	47.6
社会文化費	585	629	6.8	36.4	7.5	36.3
国防費	179	179	0	11.1	0	10.3

資料：ソ連国家予算法および最高会議におけるガルブゾフ財務大臣報告。